



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告示(選)

○瑞穂町長選挙における当選の効力に関する審査申

立てについての裁決……………

公告

○特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………

…(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………

…(環境局総務部環境政策課)…

告示

●東京都告示第千三百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年八月十六日	小金井市梶野町五丁目千七百十番十一の一部、同番十一地先、同番十九地先、同番二十一の	延長 一八〇・一一
		同番二十一の	幅員 四・〇〇
		一部、同番二十一地先並び	
		に同番二十三、	
		千七十一番十	
		三、同番十六、	
		千七十八番二	
		及び同番八の	
		各一部	

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十八号

平成二十九年四月二十三日執行の瑞穂町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

平成二十九年九月五日

東京都選挙管理委員会

## 29選第268号

## 裁 決 書

審査申立人 関谷祥久

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成29年6月20日に提起された、平成29年4月23日執行の瑞穂町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審 査 の 申 立 て の 要 旨

## 1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、平成29年5月8日に瑞穂町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、町委員会は、同年5月29日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人杉浦裕之の当選を無効とする裁決を求めるものである。

## 2 審査の申立ての理由

本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

当選人が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第192条の2（原文のまま）に違反する寄附行為及び公選法第129条に違反する行為を行ったことは明白である。このため、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とすることを求める。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、町委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは反論書及び関係資料の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

## 第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など）。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

申立人は、当選人の行為が公選法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）及び第129条（期間外の選挙運動の禁止）の規定に違反することを掲げ、当選人の当選を無効とする旨主張している。

しかし、前述1で述べたとおり、公選法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決

定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について、申立人の主張は当選の効力を争う原因と  
いうことはできない。

第2 審理の結果

以上のとおり、本件選挙における当選を無効とする事由は認められない。よって、原決定を取り消す理由はないから、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、本件審査の申立てを棄却することとし、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成29年8月9日

東京都選挙管理委員会  
委員長 宮崎 章

公選法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称  
特定非営利活動法人青少年育成支援ネットワーク
- 二 代表者の氏名  
鎌田 素子
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区成城七丁目三十四番十一号
- 四 失効の理由  
特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため
- 五 失効年月日  
平成二十九年六月十九日

- 一 名称  
特定非営利活動法人エッジ
- 二 代表者の氏名  
藤堂 栄子

三 主たる事務所の所在地

東京都港区芝三丁目六番五号第二佐山ビル四階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十九年七月二日

一 名称

特定非営利活動法人グローバル・スポーツ・アライアンス

二 代表者の氏名

三浦 雄一郎

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区南平台町四番八号二〇七

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十九年七月二十九日

発行行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

小平市大沼町三丁目五百四番  
一、五百九番一及び同番四  
新宿区高田馬場三丁目四十  
六番二十五号  
アイデイホーム株式会社  
代表取締役 久林 欣也

西東京市芝久保町二丁目千五  
百五十六番の一部、同番地先  
及び千五百五十七番五の一部  
西東京市北原町三丁目二番  
二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

小平市花小金井三丁目十八番  
三、東久留米市南町三丁目千  
八百五十四番二及び同番三  
西東京市北原町三丁目二番  
二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の  
届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九  
十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、東京サービス  
ステーション建設事業について、次のとおり工事完了の届  
出があったので、同条第二項において準用する同条例第六  
十六条第二項の規定により公告する。

平成二十九年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在  
地

太平洋セメント株式会社

代表取締役社長 福田 修二

港区台場二丁目三番五号

二 対象事業の名称

東京サービスステーション建設事業

三 工事着手の年月日

平成十二年四月二十一日

四 工事完了の年月日

平成二十九年六月三十日

五 届出日

平成二十九年八月二十一日

発行  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月

三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001